

○議長（茅沼隆文）

続いて、山田貴弘議員の一般質問を行います。

２番、山田貴弘議員、どうぞ。

○２番（山田貴弘）

それでは、２番議員、山田貴弘です。

先に通告しました１項目の農業系土地利用区分の政策を問う、について質問させていただきます。

開成町の総面積は６５５ヘクタール、行政区域全域に都市計画の基本的な方針を定め、区域区分として市街化区域２８４ヘクタール、（約４３％）市街化調整区域（以下「調区」という。）３７１ヘクタール（約５７％）を定めています。

また、都市づくりの方針、課題として、自然・農業環境との調和に配慮し地域の特性を踏まえた土地利用を推進すると挙げられています。

調区の農地については、高齢化等の社会情勢の変化により維持管理に限界が来ていると危機感を持っているところであります。耕作放棄地の発生を防止するため、町及び農業委員会として、一歩進んだ施策を講ずるべきであると考えます。

そこで私より町長の考え方をお聞きしたく、政策提案を含めた中で考えてみましたので、まちづくりの方針について、お答えをいただきたいと思います。

①南部地域農業保全地で、ほ場整備事業を実施しては。

②農業保全地及び農業集落地への、大型耕作機材の搬入路確保を。

③農業従事者の後継者不足に対応するため、農業法人（ＮＰＯ等）の組織化の構築及び若者農家の育成支援の充実を。

④酒蔵再生に伴い、酒米生産の技術指導及び助成の考えは。

⑤足柄地域全域を一つのまちとして考えたとき、開成町行政区域全域を市街化区域にする可能性は。

⑥都市計画法の改正に伴う調区の地区計画の考えは。

⑦調区とは、市街化を抑制すべき区域であると認識しているが、下水道工事等の公共投資の在り方は。

以上、登壇からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員のご質問にお答えします。

初めに、開成町の市街化調整区域の農業系土地利用の方針について、説明をさせていただきます。

長期的視点に立ち、都市の将来像を明確にするとともに、都市計画の基本的な方向性を示すものとして神奈川県が定めた「開成都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」これは現在、第７回の見直しの中で手続が進められています。

また、平成２７年２月会議で既にご承認いただいた「開成町都市計画マスタープラ

ン」で、市街化調整区域における農業系土地利用の方針を定め、地域の活力を維持する宅地利用と農地等の自然環境との調和に配慮しながら、適正な土地利用の規制・誘導を図っていくとの方針を定めています。

地域別に申し上げますと、北部地域については、農業振興地域に指定された農用地であり、優良な農地として、また、緑の景観を形成する重要な農業要素として保全するとともに、農業生産の向上や、観光農業の発展等を図るため、農業生産基盤の整備に努めるとしています。

中部地域では、小田急線東側における水田を中心とした一団の農地について、町民に身近な市民農園等としての活用を図りながら、農業系土地利用の保全を図るとしております。

南部地域では、拡大市街地を除く農地について、農業振興を図るための一団のまとまりを有する優良農地の保全を図るとともに、観光への活用などを促進する。また、農業生産環境と調和した農村集落として、良好な生活環境の維持・向上を図るとしております。

さらに南部地域のみなみ地区に隣接する南部第3地区などの拡大市街地における集落地については、住宅地として、人口動向に配慮しながら、計画的市街地整備の検討を進め、その事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行った上で、市街化へ編入するとしております。

それでは、一つ目のご質問にお答えします。まず、ほ場整備は、農地の大区画化、農道の整備、用水路、排水路の整備を総合的に実施することで大型機械導入による生産コストの低減を図り、農業生産の向上を目的としております。

開成町では、北部農業振興地域において昭和53年度から平成13年度にかけてほ場整備を進めてきました。総事業費としては、47億円で農村環境整備に努めてまいりました。その内訳としては、国庫補助事業である農村基盤総合整備事業を始めとした5事業が約36億8,000万円、県補助事業として実施したものが約10億2,000万円であります。その財源の負担割合は、国が45%、県が30%、町20%、地権者5%であります。

このように、多額の事業費を要するほ場整備の実施に際し、補助金を受けるためには、農振農用地であることが、まず第一条件となります。

ほ場整備事業を実施していく上では、地権者負担も伴うことから、地域の皆さんの意向や意見を聞きながら進めなければなりません。今後の南部の市街化調整区域内農地のあり方について検証していきたいと考えております。

一方、農業生産の向上を目的とする事業として、ほ場整備にかかわらず。高付加価値型の農業を推進し、農業経営の活性化を図る、あるいはやりがいのある多様な農業を実現するため、担い手の育成、組織化に努めるといった事業も町総合計画に基づき展開していきます。

2問目の質問にお答えします。これまでも地元の農業者の皆様等の要望にこたえ、自治会要望等で必要な農道の改修や水路施設等の整備を実施しています。しかし、担

い手への農用地の利用集積を行い、効率的な農業を推進することは、農業継続の方策としても、耕作放棄地の拡大防止にもつながる重要な取り組みであります。そのための大型耕作機械の搬入路については、今後、その実態を十分につかみ調査研究したいと考えております。

3 問目のご質問にお答えをいたします。

近年の職業観の変化や、自然志向、健康志向、環境問題への関心の増大などの高まりを背景に、新規参入者等に対して、北部の農業振興地域を中心に就農相談の充実を図り、担い手となる組織、育成を促進をしています。今後は、町全体の農地の保全という観点で、北部地域に限らず、町全体的に範囲を広げていきたいと考えております。

また、農家の育成支援として、かながわ西湘農業協同組合では、野菜や水稻栽培についての栽培管理講習会を開催しております。開成町としても、この「開成あぐり塾」を本年度より後援し、担い手育成のため協力体制を強化していくと考えております。

四つ目のご質問にお答えをいたします。

昨年度策定した開成町北部地域活性化計画においては、民間事業として酒蔵再生を行う動きに対し、町として酒蔵の再生支援をすることとしております。開成町の農地は、優良米の産地として、古くから水稻栽培が行われていることから、将来的には、地元で生産された酒米を原料とする日本酒の製造がされれば、地域の活性化にとどまらず、町のブランドとしても大いに期待できると考えております。現在、足柄上地区では、酒米研究会が組織されております。酒米研究会の事務局は、かながわ西湘農業協同組合で行っており、技術指導についても、その専門性から同組合が行っております。また、助成については、農業の活性化という点で有意義であり、また、開成町の農業振興の観点と酒米研究会の組織構成が広域に及んでいる観点からも、今後検討していきたいと考えております。

五つ目のご質問にお答えをいたします。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法に基づき、広域自治体である神奈川県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものであります。

また、広域的な土地利用、都市施設等について、将来のおおむねの配置、規模を示すもので、都市計画区域について定められる個々の市町村の都市計画は、整備・開発及び保全の方針が示す都市の将来像及びその実現に向けた道筋との間でくい違いがないよう定めることになっております。

開成都市計画区域は、開成町の行政区域を範囲としていたとともに、県西2市8町の都市計画区域で構成されている県西広域都市計画圏の一部を構成しております。隣接・近接する都市計画区域や行政区域等の広域的な課題に対応するため、県西2市8町の行政区域で構成されている県西都市圏域の都市計画の方針等を定めた上で、整合を図り開成都市計画区域の都市計画の方針が定められております。

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する「区域区分の決定の有無及

び区域区分を定める際の方針」についても、整備・開発及び保全の方針で定めており、区域区分は、広域的な視点を踏まえて、無秩序な宅地化を阻止し、計画的な市街化を図る必要がある区域を定めるものであります。

開成町における区域区分は、町民等からの意見を反映する手続を経て、昭和45年に県において当初決定が行われ、その後6回の見直しを経て、現在に至っております。

開成町では、土地区画整理事業による計画的な市街地形成に積極的に取り組んだ結果、市街地の無秩序な拡大を制御し、無秩序無計画な宅地化の防止や自然的環境の保全が図られ、バランスのとれたまちづくりが一体的に行われてきました。

このように区域区分は、都市計画の根幹をなすものであり、将来の人口減少や高齢社会に対応するため、人や公共公益施設などの都市機能を利用性の高い地域に集約させる「集約型都市構造」化に備えた持続可能な都市づくりの推進を図ることや、現開成町都市計画マスタープランとの整合等といった観点からも、開成町行政区域全域を市街化区域にする可能性は、現時点ではありません。

六つ目のご質問にお答えをいたします。

神奈川県が定めた、「市街化調整区域における地区計画の市町との協議に関する指針」では、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、地区計画の適用によってその性格が変わるものではありません。

地区計画の適用は、市街化区域への速やかな編入が難しいと認められる事由があり、市街化を促進するおそれのない場合に限ること。

地区計画は、地域性に応じて住民の意向が適切に反映されるよう配慮するとともに、整備目標等を明確にし、適切な規制・誘導等が行われるものであること。等の「地区計画の適用に係る基本的な考え方」や、地区計画の区域などの「適用基準」が示されております。

県の指針を踏まえ、昭和45年の当初線引き以前から存在していた住宅地で、良好な居住環境の維持保全を図る必要性が高いと認められる区域などについて、地域の活力を維持する宅地利用と農地等の自然環境との調和に配慮しながら、適正な土地利用の規制・誘導を図っていくため、地区計画の活用については有効な手法の一つと捉えております。

七つ目のご質問にお答えします。

開成町の公共下水道は、市街化区域283ヘクタールと市街化調整区域18ヘクタールの合計301ヘクタールについて県の事業認可を受け、整備を進めております。

公共下水道の整備は、市街化区域を優先に整備を進めておりますが、市街化調整区域についても、現在の事業認可内容に基づき、既存住宅が密集している区域や公共施設、病院等を中心に引き続き整備を進めていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

山田貴弘です。それでは、再質問させていただきます。大変長い答弁、ありがとうございました。

最初に、まず、町長答弁の中で、北部地域、中部地域、南部地域の整備開発及び保全の方針が述べられておるところであります。北部地域については、はっきりと農振地域だよという明確な答弁がされている。農振地域とは何ぞやというと、農業をしていく土地であるということで、明確にされているのが、ただいまの答弁でおわかりだと思います。

その中で次に、中部地域については、農業系土地利用の保全を図るとしているという部分で、中部については、区域区分を定める中で、市街化区域、市街化調整区域とあるのですが、特にかすみ堤の部分ですね。あそこら辺が農業系の土地ではないかというふうにマスタープランなんか見ても色でわかるんですが、あるときは農業系と言いながらも、あそこはかすみ堤で、遊水池の役割もある中で、表現とすれば、水防施設という考え方もある中で、そこら辺中部地区については、農業系の土地というのは、そこに限られているのかなと思いますので、そこら辺1点、要は農業系として守っていくのか。水防として、施設として守っていくのかというところが1点ちょっと確認をとりたいというふうに思っているところでもあります。

そして、南部地域については、区域区分を昭和45年6月10日に、区域区分を開成町は決定して、先ほど言った市街化区域、市街化調整区域ということで、二つに分けているところなんです。南部については、やはり駅に近いということで、南地区なんかは、区画整理という表を使った中で、農地を市街化にして都市化を行い、成果を挙げているというところでは評価しているんですが、しかし、その中には市街化調整区域という部分があって、そこには既存宅地を含めた中で、農業系の土地もあるということで、今まで北部については、先ほど言った補助整備で47億円、総額で投資したという事例を述べられましたが、その南部の分について、農業系の部分ですね。今まで施策を講じてきたのか。そこら辺、2点、3つの区分によって今、表現したんですが、講じてきたのか、町として施策を、そこ2点の部分聞きたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、山田議員の質問にお答えさせていただきます。先に中部地区の水防か、農業を守るのかというようなご質問ですけれども、基本的には、農業というか、田んぼは保湿度もありますし、水防を、いわゆる雨水を蓄えるというような、ダムの機能もございします。ここのかすみ堤の部分にある農地については両立して守っているというような方向で農地のままで保全していくというようなことでお答えさせていただきます。

南部についてですけれども、調整区域の農地として残っているわけでございますけれども、地権者の同意を得られなかったところの農地については、現状の農地のままであると。しかしながら、調整区域ですので、そこは田んぼに大型機械が入らないだ

とか、そういうような話がありますので、今後、その辺は地主さん、あるいは耕作者と協議しながら、町ができることを進めていきたいと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○２番（山田貴弘）

中部の部分について、かすみ堤の部分ですね。仮に農業系と水防施設として守っていくのであれば、明らかに農業系の、あそこの場所でいえば、家が建つというのは、なかなか難しいというのは、誰が見てもわかると思うので、例えば、そこら辺、農業振興地域としての指定をして、補助金を引っ張ってきて、整備をするという、そういうのが手法なんかも使えると思うんですが、そこら辺の検討もされているのか。あくまで水防施設が絡んでいるので、ちょっとそこら辺のすみ分けが難しいというところで、今まで網をかけてこなかったのかという経緯なのか。そこら辺再度お聞きしたいと思います。

それとあと、これから南部の部分について、町としても精いっぱいやっていきたいという答弁はいただいているんで、あまりここで追及してもあれなんですけど、今まで施策を講じてきたのか、きてないのかということの確認はちょっととりたかったんで、そこら辺答弁、明確にお願いします。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、かすみ堤周辺の農地の考え方でありますけれども、基本的には、町単独のほ場整備、あるいは県営ほ場整備をしたときに、まず、そのエリアは、町として、あるいは県として、エリアには含んでいないというようなことで、いわゆる岡野、金井島、延沢、上島周辺というところで限定をして進めてきた経緯がございます。

ご指摘のかすみ堤周辺の農地については、現状をやりにくい農地ではあるかと思いますが、現状をやってきていただいて、今後あそこに手を入れるかということでございますけれども、そこはなかなか難しいと考えてございます。

南部地区の農地についてですけれども、町長答弁にもございましたとおり、自治会要望等で地権者等の意見をくみとった、あるいは堰の管理、水路の管理と、そのようなことで改修はしてまいりましたが、その部分について施策を行ったというふうに答弁させていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○２番（山田貴弘）

町長にちょっと聞きたいんですけど、本当に開成町の農業を守っていくこうという意思があるのかなのか、そこを確認していききたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

難しい問題でありますけれども、やはり開成町全体の、昭和45年決定をされて、北部の農振地域のほうで、南部地区もありますけれども、全体のバランスというのは、今があるのは、保全がきちんとされたから、今、開成町は人口が伸びている。このような形であると私は考えていますので、しかしそう言いながらも、後継者問題も含めて、様々な農業のあり方について、過去とは違う、そういう動きが今なっておりますので、そういう中でどうやって優良農地を守っていくか。ということは真剣に考えていく必要もありますし、できるだけ早く若い世代の人たちのご意見を聞きながら、将来性についても、きちんと方向性を出していかなきゃいけない。どういう施策をきちんとやっていくかということについても、きちんと進めていかなきゃいけないと考えてはいますけれども、やはり農地はきちんと守っていく必要はあると、私は考えております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

町長から農業関係に対して答弁がされました。なかなか30分の中で、この課題うんとやるというのは難しいんですが、要するに農業が今現状としてどういう状況にあるのかというのを、今日皆様わかってもらいたいですよ。そのような中で終わればいいなというふうに思ってますので、これは2015年の農業センサスから数字を持ってきたんですが、開成町の総農家数は329のうち、農業経営体数は177戸の全体の53.8%の割合となっているというふうに示されております。そのような中で、農業として所得があり、運営ができるのかということが一番肝心なところだと、皆様も思うと思います。やはり所得があれば、農家をやってみようという人も増えてくるので、農業環境というのは自然と守っていけるんだなというふうに思うところなんです。これを実際、センサスで統計を見てみると、年間売上金額の層別分類等を見ると、100万円未満となっている農業経営体ですね。それが83.6%ということで、非常に100万円以下の売上金額の層が多いという、その実態をあった中で、町がやるべきこと、町が誘導するべきこと、やはり様々な課題で出てくると思うんですよ、そこの原点におりてくれば。そうすれば、後継者不足だよというのは、当然、これは基幹的農業従事者というのが、全国で平均年齢66歳に達しているんですが、開成町については70.7歳という数字が出ている中で、高齢化が進んでいる中で、高齢化が進んでいるという、そうすると、今後5年後のうちには、この70.7歳の人がどうなるのかという課題がやはり見つかってくると、まちづくりの方針の中でも、どのようにしていかなきゃいけないかというのが明確にわかってくると思うのですよ。そのような中で、やはり分析というのは、単なる年齢を積み上げて並べるだけではなくて、実際、生活ができる環境にあるのかないのかというものの原点に立ってもらって、支援をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

その一方で、興味が出たんですが、1,000万から2,000万未満の農業経営

体は、0.6%、全体の0.6%と数字が出ております。要するに1,000万から2,000万の売上がある農家の方が、実際、開成町にいらっしゃるということなんです。ということは、そこでやっている経営を逆に言えば学ばなければいけないところもあるというのも、統計を見るだけではなくて、そのところで1,000万、2,000万、2,000万以上でもいいんです。そこに誘導していくような展開をしていくと、おのずと、今日の質問がいくつかある中に、例えば、大型の耕運機が入らないとか、そういう津々浦々の話が、質問があったと思うんですが、やらなきゃいけない課題というのが見えてくると思うので、その把握というものができているのかどうかというのを再度聞きたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

ではお答えさせていただきます。今、農業センサスのお話ありました。実際に、センサスの中で、例えば、総農家数が329件ある中で、いわゆる農業所得のほうが多いという、第1種兼業農家というのが14件しかございません。

山田議員ご指摘のとおり、片や、1,000万から2,000万稼いでいる農家があると、これは具体的に私ちょっと、どの家庭かは承知はしていませんけれども、いわゆる5年先、10年先が不安だよというお話でございます。これについては、最近では会社をやめて、農業をやりたいとか、あるいは元IT企業で働いていたけれども、農業に専念したいとか、農業に魅力を感じている開成町の若い方も数名あらわれるようになりました。このような方をできれば組織化して、町としては、このようなことを後方支援して、組織経営体になっていただければと思います。その方も北部に限らず、将来的には南部の農地についてもやっていただくような組織体になればいいなということで、後方支援していきたいと、現状は考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員、時間きていますので。

○2番（山田貴弘）

最後にしますが、今後、農家の問題として一つ挙げられるのは、耕作放棄地、その問題の固定資産税をどういうふうに扱っていくかというところが研究課題にもなっていくと思います。それは農業委員会の権限の強化、これで巡回して、1月1日に耕作されていないところは、固定資産税を、農地で、ただみたいな課税ではなくて、やはり雑種地並みの課税をして強い姿勢を持って農業の推進を図っていただきたいと、この答弁は、タイムリミットになりましたので、これで質問を終わりにしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

これで山田議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

これをもちまして、本6月定例会議に付議された日程は全て終了いたしました。こ



れにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 4 時 5 0 分 散会